

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日とす)

目次

- ◇規則 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則
- 鳥取県営鳥取空港管理規則
- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 職員職の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十六号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める

規則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の施行期日は、昭和四十

二年七月三十一日とする。

鳥取県営鳥取空港管理規則をここに公布する。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十七号

鳥取県営鳥取空港管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港（以下「空港」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(委任)

第二条 次の各号に掲げる知事の権限は、空港事務所長に委任する。

一 条例第四条の規定による空港の施設の利用の届出の受理

二 条例第八条ただし書の規定による車両の運転、駐車、修繕又は清掃の許可

三 条例第九条第二項の規定による空港に入場しようとする者の入場の制限

四 条例第十条第二号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯、運搬、保管又は貯蔵の許可

五 条例第十条第四号の規定による裸火の使用の許可

六 条例第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な措置の命令（条例第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。）

六 条例第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な措置の命令（条例第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。）

六 条例第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な措置の命令（条例第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。）

六 条例第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な措置の命令（条例第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。）

六 条例第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な措置の命令（条例第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。）

七 条例第十五条の規定による許可を受けた者からの必要な報告の徴収

(条例第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。)

八 条例第十九条の規定による行為の制止又は空港からの退去その他必要な措置の命令

(空港の施設の利用の届出)

第三条 条例第四条の規定による届出は、様式第一号による届出書を空港事務所長に提出してしなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により届出書を提出することができないときは、電話又は電信により届け出ることが出来る。

(車両の運転等の許可の申請)

第四条 条例第八条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第二号による申請書を空港事務所長に提出しなければならない。

(制限区域に立ち入ることができる者)

第五条 条例第九条に規定する制限区域に立ち入ることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 空港に勤務する者
- 二 航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客
- 三 前二号に掲げる者のほか、空港事務所長が立ち入りの必要があると認めたる者

(爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯等の許可の申請)

第六条 条例第十条第二号の規定による許可を受けようとする者は、様式第三号による申請書を空港事務所長に提出しなければならない。

(裸火の使用の許可の申請)

第七条 条例第十条第四号の規定による許可を受けようとする者は、様式

第四号による申請書を空港事務所長に提出しなければならない。

(土地等の使用の許可の申請)

第八条 条例第十一条の規定による許可を受けようとする者は、様式第五号による申請書を知事に提出しなければならない。

(空港内営業の許可の申請)

第九条 条例第十二条の規定による許可を受けようとする者は、様式第六号による申請書を知事に提出しなければならない。

(着陸料又は停留料の減免)

第十条 条例第十八条の規定により着陸料を免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体が公用のため空港の施設を利用するとき。
 - 二 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられて空港の施設を利用するとき。
 - 三 航空保安事務所の長が認めた試験飛行のため空港の施設を利用するとき。
 - 四 離陸後やむを得ない事情により、他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸するとき。
 - 五 やむを得ない事情により不時着陸するとき。
- 2 条例第十八条の規定により停留料を免除することができる場合は、前項第一号又は第二号に掲げるとおりとする。
- 3 条例第十八条の規定により着陸料を減額することができる場合は、同一の者が使用する航空機の一箇月(暦月をいう。)間における着陸回数(百回をこえる場合とし、その割合は、百回をこえる着陸回数に係る着陸料の四割に相当する額とする。

附 則

この規則は、昭和四十二年七月三十一日から施行する。

様式第1号

空港施設利用 (利用変更) 届出書

年 月 日

鳥取空港事務所長

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

空港の施設の利用 (利用変更) をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 利用に係る航空機の種類、型式及び登録記号
 - 2 利用の日時

年	月	日	時	分	秒	分	離	陸
年	月	日	時	分	秒	分	離	陸
(停留 時間)								
 - 3 利用する目的
 - 4 その他参考事項
- 備考 利用する目的は、定期運送事業、不定期運送事業その他について記載すること。

様式第2号

車両の運転 (駐車・修繕・清掃) 許可申請書

年 月 日

鳥取空港事務所長

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

下記のとおり車両の運転 (駐車・修繕・清掃) をしたいので、許可してくださるよう申請します。

記

- 1 車両の運転 (駐車・修繕・清掃) をする理由
- 2 車両の運転 (駐車・修繕・清掃) をする日時及び場所
- 3 車両の種類

様式第3号

爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯(運搬・保管・貯蔵)許可申請書

年 月 日

鳥取空港事務所長

殿

住所又は
所在地
氏名又は
名称

㊤

下記のとおり爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯(運搬・保管・貯蔵)をしたいので、許可してくださいよう申請します。

記

- 1 爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯(運搬・保管・貯蔵)をする理由
- 2 爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯(運搬・保管・貯蔵)をする日時及び場所
- 3 爆発物又は危険を伴う可燃物の種類

様式第4号

裸火使用許可申請書

年 月 日

鳥取空港事務所長

殿

住所又は
所在地
氏名又は
名称

㊤

下記のとおり裸火を使用したいので、許可してくださいよう申請します。

記

- 1 裸火を使用する理由
- 2 裸火を使用する場所及び日時

様式第5号

土地(建物・) 使用許可申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

申請者

住所又は
所在地

氏名又は
名

保証人

住所又は
所在地

氏名又は
名

下記のとおり土地(建物・) を使用したいので、許可してください
よう申請します。

記

1 使用しようとする土地(建物・) の場所

2 使用目的

3 使用面積

4 使用期間

年 月 日から
年 月 日まで

様式第6号

空港内営業許可申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住所又は
所在地

氏名又は
名

下記のとおり空港内で営業をしたいので、許可してくださいよう関係書
類を添えて申請します。

記

1 営業の種類

2 営業の目的

3 資本金

4 利用する施設

5 営業期間

6 現に行なっている営業がある場合は、その営業の概要

7 その他参考事項

(備考)

添付書類

(1) 個人にあつては戸籍抄本、法人にあつては定款又は寄付行為

(2) 個人にあつては資産又は納税に関する証明書、法人にあつては商業

登記簿の抄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(3) 当該営業について、主務官公庁の許可又は認可を必要とする場合に

は、当該営業の許可又は認可を証する書類

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第二款 治水ダム建設事務所(第五百五十六條の二・第五百五十六條の四)」を「第二款 空港(第五百五十六條の二・第五百五十六條の三)」、第三款 治水ダム建設事務所(第五百五十六條の四・第五百五十六條の六)」に改める。

第十三条都市計画課の項第七号を次のように改める。

七 空港の整備、管理その他航空運送に関すること。

第十三条都市計画課の項に次の一号を加える。

八 空港に関すること。

第七十九条の表中

第一内科
第二内科

を

内科

に、

検査室

検査科

を

検査科

に改める。

第四章第六節第二款中第五百五十六條の四を第五百五十六條の六とし、第五百五十六條の二及び第五百五十六條の三を二条ずつ繰り下げ、同款を第三款とし、同款の前に次の一款を加える。

第二款 空港

(設置)

第五百五十六條の二 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)第二条の規定により設置された空港の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥 取 県 営 鳥 取 空 港	鳥 取 市

(分掌事務)

第五百五十六條の三 空港は、航空運送を確保するための事務を分掌する。第五百五十七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、病院の内部組織のうち、検査科、看護科、薬剤科及び事務科以外のものには、その長を置かない。

附 則

この規則は、昭和四十二年七月三十一日から施行する。ただし、第七十九条の改正規定及び第五百五十七條第一項の改正規定は、昭和四十二年八月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十九号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「園長」を「園長・空港事務所長」に改める。
附 則

この規則は、昭和四十二年七月三十一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

鳥取空港	土木出張所	土木出張所
空港事務所長	所長	所長
主任一般吏その他職員	主任一般吏その他職員	主任一般吏その他職員

に を

改める。

附 則

この規則は、昭和四十二年七月三十一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中

鳥取空港	土木出張所	土木出張所
空港事務所長	所長	所長
百分の十	百分の十	百分の十

に を

附 則

この規則は、昭和四十二年七月三十一日から施行する。